

議案第53号

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例

大田原市企業誘致条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「誘致」の次に「及び市内立地企業の振興」を加える。

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により定められた大田原都市計画の」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により定められた大田原都市計画の用途地域

第3条第1項中「新設する」を「新設し、又は増設する」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ホテル等立地奨励金

別表医療産業等立地奨励金の項、福祉産業等立地奨励金の項及び企業等立地奨励金の項中「1万円以下」を「1万円未満」に改め、同表企業等立地奨励金の項の次に次のように加える。

<p>ホテル等立地奨励金</p>	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業に係る企業等であること。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと、及び当該暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる要件を満たすホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。）を新設し、又は増設していること。</p> <p>ア 新設 用途地域内又は市長が特に必要と認める地域に土地を新たに取得し、又は賃借して新築したものであって、客室が30室以上であること。</p> <p>イ 増設 市内で10年以上ホテル営業又は旅館営業をしている企業等であって、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。</p> <p>(4) 常時雇用している従業員が5人以上であること。</p>	<p>事業を開始した年の翌年度（ただし、翌年度に事業所の新設又は増設に係る固定資産税が、賦課されない場合は翌々年度）から5年間に限り、毎年度交付するものとする。奨励金の額は、事業所の新設又は増設に係る固定資産税相当額の10分の10以内の金額とし、1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、増設の場合の固定資産税相当額は、土地にあっては、増設のために新たに取得した土地、家屋にあっては、増設した部分、償却資産にあっては、増設した年度と同一年度において、増設に伴い取得したものに係るものとする。</p>
------------------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。